

# 山形銀行 定期預金規定 5. 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

## <複利型>

### 1. （自動継続）

- この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当行本支店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 2. （利息）

- この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。
- 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- 「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項および第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てし、解約日の普通預金利率を下回らないものとします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

#### ① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
- B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 …………… 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 …………… 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 …………… 約定利率×90%

#### ② 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
- B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×10%
- C 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×20%
- D 1年6か月以上2年未満 …………… 約定利率×30%
- E 2年以上2年6か月未満 …………… 約定利率×40%
- F 2年6か月以上3年未満 …………… 約定利率×40%
- G 3年以上4年未満 …………… 約定利率×70%

#### ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
- B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×10%
- C 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×20%
- D 1年6か月以上2年未満 …………… 約定利率×20%
- E 2年以上2年6か月未満 …………… 約定利率×30%
- F 2年6か月以上3年未満 …………… 約定利率×30%
- G 3年以上4年未満 …………… 約定利率×50%
- H 4年以上5年未満 …………… 約定利率×70%

- この預金の付利単位は1円とし、1日を365日とする日割で計算します。

### 3. （一部解約）

当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を前記に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合 …………… 元金金額のうち300万円を超える金額部分
- 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合 …………… 元金金額のうち任意に指定する金額部分

### 4. （共通規定の適用）

本規定に定めがない事項については、「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」を適用します。

## <単利型>

### 1. （自動継続）

- この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当行本支店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 2. （利息）

- この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間払日複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
  - ② 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
    - A 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。
    - B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とします。中間利息定期預金の利率は、中間払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組み入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。
  - ③ 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息および満期払利息は、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。
  - ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) 「定期預金共通規定」第5条第1項および第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、解約日の普通預金利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が多ければ各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日までを満期日としたこの預金の場合
    - A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
    - B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×50%
    - C 1年以上2年未満 …………… 約定利率×70%
  - ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
    - A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
    - B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×40%
    - C 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×50%
    - D 1年6か月以上2年未満 …………… 約定利率×60%
    - E 2年以上2年6か月未満 …………… 約定利率×70%
    - F 2年6か月以上3年未満 …………… 約定利率×90%
  - ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
    - A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
    - B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×10%
    - C 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×20%
    - D 1年6か月以上2年未満 …………… 約定利率×30%
    - E 2年以上2年6か月未満 …………… 約定利率×40%
    - F 2年6か月以上3年未満 …………… 約定利率×40%
    - G 3年以上4年未満 …………… 約定利率×70%
  - ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
    - A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
    - B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×10%
    - C 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×20%
    - D 1年6か月以上2年未満 …………… 約定利率×20%
    - E 2年以上2年6か月未満 …………… 約定利率×30%
    - F 2年6か月以上3年未満 …………… 約定利率×30%
    - G 3年以上4年未満 …………… 約定利率×50%
    - H 4年以上5年未満 …………… 約定利率×70%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1日を365日とする日割で計算します。

### 3.（中間利息定期預金）

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。
- (2) この預金の中間利息定期預金については、通帳口の場合は通帳を持参されたときに記載し、証書口の場合は原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
  - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
  - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。
- (3) 特別な事情により中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前記2.（2）の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元金は合計しません。

### 4.（定期預金共通規定の適用）

本規定に定めがない事項については、「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」を適用します。

以上。

(2020年4月1日現在)